平成２５年（フ）第６２３号
静岡市葵区瀬名３丁目43番12―205号
債務者　込山みゆき
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
静岡市駿河区西島897番地の17号
債務者　杉山　しん
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
栃木県大田原市紫塚２丁目2598番地11
債務者　金房雄士郎
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３号
栃木県宇都宮市東岡本町742番地141　コーポソレイユⅡ201号室、前住所栃木県宇都宮市平出町3786番地13　カーサチハヤＢ202号室
債務者　頼富由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５号
栃木県宇都宮市東宝木町６番18号　レジデンス山和Ⅱ503号、前住所栃木県宇都宮市江曽島１丁目９番８号　グランヴェール江曽島
債務者　古谷　正吉
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３６号
横浜市泉区和泉町3288番地８　グランドール和泉Ｂ101号
債務者　岡田惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目13番26号　玉城アパート302号室
債務者　登　　明美
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３４３号
大阪市住吉区杉本１丁目13番23―202号
債務者　矢野　秀文
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７号
大阪府吹田市垂水町１丁目39番18―205号
債務者　岡藤三惠子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６５号
静岡県焼津市焼津３丁目８番28号　クリア高田201
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３号
長崎県平戸市古江町1389番地、従前の住所長崎県北松浦郡江迎町三浦免４番地
債務者　吉永奈保美（旧姓山田・面田）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１２０号
広島県三原市宗郷１丁目７番１―201号
破産者　岡本　英臣
1　主文　当裁判所が平成26年１月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき「岡本　秀臣」とあるを「岡本　英臣」と更正する。
2　決定年月日　平成26年２月７日
広島地方裁判所尾道支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６５６号
北海道江別市角山427番地の４
破産者　北海道ペレット株式会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７５号
仙台市太白区郡山４丁目３番29号
破産者　協同組合ケンベイミヤギ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助151番地３
破産者　有限会社高野電器
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３２２５号
大阪市中央区博労町１丁目９番８号
破産者　株式会社サンローズ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部